

令和7年7月16日
中部圏広域地方計画推進室

中部圏の国土づくりのあり方について議論 ～「第8回中部圏広域地方計画有識者会議」を開催します～

概要： 中部圏では、令和4年度より国土形成計画法に基づく次期中部圏広域地方計画の策定に着手し、これまでに7回開催した有識者会議の場で有識者からご意見を伺い、検討を進めてまいりました。

第8回となる今回の会議では、次期中部圏広域地方計画の中間とりまとめ（案）について、有識者からご意見を伺います。

日時： 令和7年7月22日（火）15:00～17:00

場所： ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）10階1001大会議室
（住所：名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

資料：

- 中部圏広域地方計画有識者会議委員名簿
- 第8回中部圏広域地方計画有識者会議 議事次第（案）
- 広域地方計画について

その他：

- 取材を希望される報道機関の方は、別紙1によりご登録ください。
申し込み期限：7月18日（金）15時
- ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭あいさつまでとさせていただきます。
- 会議資料は、後日、中部地方整備局ホームページに掲載します。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kokudokeisei/index.htm>

配布先： 中部地方整備局記者クラブ、名古屋経済記者クラブ、東海交通研究会、長野県庁内会見場、飯田市記者クラブ、駒ヶ根市記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、浜松市政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重第二県政記者クラブ

〔問合せ先〕

中部圏広域地方計画協議会 事務局（中部圏広域地方計画推進室）

国土交通省中部地方整備局

企画部 事業調整官 大竹 庸訓（おおたけ つねのり）

広域計画課長 山田 純弘（やまだ よしひろ）

TEL052-953-8129

「第 8 回中部圏広域地方計画有識者会議」

取材登録書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにメールにて申し込みをお願いいたします。

申し込み期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）15 時 00 分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材担当者

(1) お名前（代表者名）

(2) ご連絡先

電話番号： _____

メールアドレス： _____

(3) 取材方法

会場 • オンライン （希望される方を○で囲んでください）

送付先：中部圏広域地方計画推進室

メールアドレス：cbr-cb-keisei@mlit.go.jp

中部圏広域地方計画有識者会議 委員名簿

(敬称略 五十音順)

◎：座長

浦田	真由	名古屋大学大学院 情報学研究科 准教授
江崎	貴久	有限会社オズ 代表取締役 旅館海月 女将
大野	芳徳	トヨタ自動車株式会社 総務部長
小川	光	東京大学大学院 経済学研究科 教授
◎ 奥野	信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
加藤	百合子	株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役
白鳥	孝	伊那市長
末松	則子	鈴鹿市長
谷川	勝哉	株式会社 J E R A 執行役員西日本支社長
鶴田	利恵	四日市大学 総合政策学部 教授
戸田	敏行	愛知大学 地域政策学部 教授
野口	あゆみ	NPO 法人伊勢志摩バリアフリーツアースセンター 事務局長
福和	伸夫	名古屋大学 名誉教授 あいち・なごや強靱化共創センター長
増田	理子	名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授
村上	啓雄	岐阜大学 名誉教授 一般社団法人ぎふ総合健診センター 所長
森川	高行	名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 特任教授・名誉教授

第8回中部圏広域地方計画有識者会議

日時：令和7年7月22日（火）15：00～17：00

場所：ウインクあいち（1001号室）

議事次第（案）

1. 開会

2. 議事

（1）次期中部圏広域地方計画検討スケジュールについて

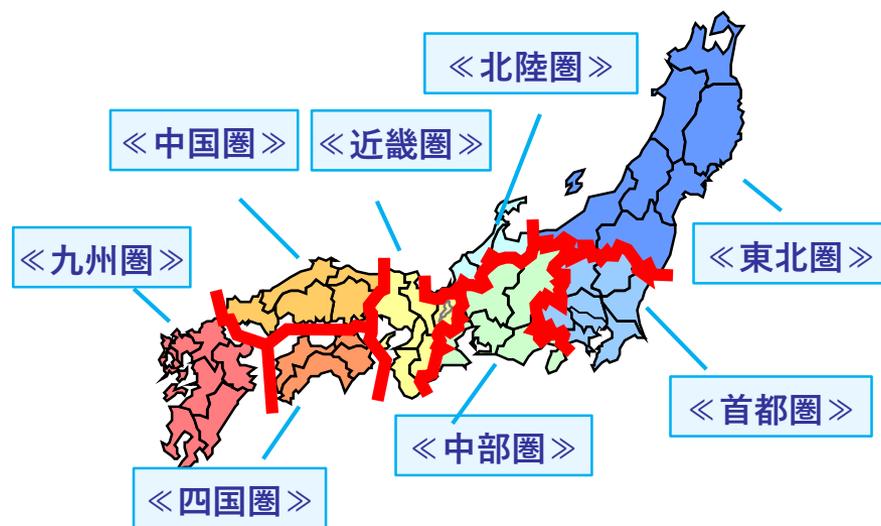
（2）次期中部圏広域地方計画 中間とりまとめ（案）について

3. 閉会

広域地方計画について

- 広域地方計画は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に基づき、全国計画（国土形成計画）を基本として、広域地方計画区域ごとに方針や目標を定める計画（国土交通大臣決定）。
- 現在、広域地方計画区域は東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏の8圏域。
- 令和5年7月「基本的な考え方」を公表。令和6年12月「中間とりまとめ（素案）」を公表。
 - （※）北海道、沖縄は、別の根拠法に基づき、それぞれ、北海道総合開発計画、沖縄振興基本方針・沖縄振興計画を有する。
 - （※）全国計画（第三次国土形成計画）は、令和5年7月閣議決定。

広域地方計画の区域



※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進

広域地方計画（国土形成計画法第9条）

- 国と地方の協働による広域圏づくり（大臣決定）
 - ・国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
 - ・計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力

